

磯子第 149 号
令和 3 年 7 月 21 日

大磯町個人情報保護制度運営審議会 会長 様

大磯町長 中崎 久雄



大磯町の保有する個人情報の取扱いについて（諮問）

このことについて、大磯町個人情報保護条例（平成 12 年大磯町条例第 11 号）第 8 条第 2 項第 5 号及び第 9 条第 1 項第 4 号の規定による個人情報の本人以外の収集及び目的外利用について諮問します。

記

1 諮問事案

大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業実施に係る対象者の抽出及び対象者の確認審査に係る本人外収集及び目的外利用・提供について

2 目的外利用をする個人情報

別紙「大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業事務の執行に必要な個人情報リスト」のとおり

（事務担当は、町民福祉部子育て支援課子育て支援係 秋本）

大磯町個人情報保護法第8条第2項第5号及び第9条第1項第4号の規定に係る個人情報の本人外収集及び目的外利用・提供該当案件（審議会諮問）

		区分	個別	※番号	1
事務担当課名	町民福祉部子育て支援課				
事務の名称	大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業事務				
事務の目的	大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業の事務を行うため				
対象となる個人の類型	別紙「大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業事務の執行に必要な個人情報リスト」のとおり				
本人外収集及び目的外に利用・提供する個人情報の内容					
収集、利用・提供の相手方					
<p>収集及び利用・提供の理由（収集及び利用・提供する必要性）</p> <p>大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化に伴い、影響を受けた子育て世帯の経済的負担軽減と、妊娠・出産に対する家族や親族の支援が難しい中で、母体や胎児への感染予防のために負担が増加している妊婦の方の生活を応援するとともに、町内の事業者を支援し地域経済の活性化を図るため、大磯町が発行する大磯町子育てファミリーエール商品券を支給する事業を行うものであります。</p> <p>支給対象者は、基準日（令和3年10月1日）において大磯町の住民基本台帳に記録されている、平成18年4月2日から令和3年10月1日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主及び基準日以降商品券使用終了となる令和4年1月31日までに、15歳までの子が転入又は子が出生した世帯の世帯主のほか、基準日現在、母子健康手帳を取得した者、若しくは基準日以降商品券終了日までに、新たに母子健康手帳を取得した者、及び転入した妊婦とします。</p> <p>この支給対象者を正確に把握するため、対象者の個人情報を収集する必要がありますが、この事務を実施する上で町の実施機関内部機関への照会等により個人情報を収集することも想定されます。また、収集した個人情報を目的外利用・提供する必要があります。</p>					
<p>条例第9条第2項の規定による本人通知</p> <p><input type="checkbox"/>する <input checked="" type="checkbox"/>しない</p> <p>通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がないため。</p>					

※番号は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

大磯町子育てファミリーエール商品券支給事業事務の執行に必要な個人情報リスト

	項目	必要とする個人情報	個人情報保有機関
1	住民基本台帳	令和3年10月1日及びその後における出生者、転入者の氏名、生年月日、性別、住所、世帯主及び続柄	町(町民課)
2	配偶者からの暴力を理由とした避難事例	令和4年1月31日までに配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及び同伴者の氏名、生年月日、性別、住民登録上の住所及び現住所	町(町民課)
3	妊婦	令和4年1月31日までに母子保健法第16条第1項に規定する母子健康手帳を取得した者の氏名、性別、住所	町(スポーツ健康課)

